

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人名古屋国際センター（以下「センター」という。）における適切な情報の保護及び管理のために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員等 センターの役員及び職員をいう。
- (2) センターの保有する情報 職員等が職務上作成し、又は取得した情報であつて、職員等又はセンターが保有するすべての情報をいう。
- (3) 文書等 センターの保有する情報のうち、職員等が職務上作成し、又は取得した文書、図画（写真及びフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、センターの職員等が組織的に用いるものとして、センターが管理しているものをいう。
- (4) 電子情報 センターの保有する情報のうち、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作られた情報であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 情報システム 電子計算機により継続的に情報を処理する仕組み（ネットワーク上のものを含む。）をいう。
- (6) ネットワーク 電子計算機を相互に接続し、情報を伝送するための通信回線網その他の仕組みをいう。
- (7) 受託業者等 センターから事務の処理を受託した事業者（法人その他の団体及び事業を営む個人をいう。以下同じ。）及びセンターと共同で事業を行う事業者をいう。

(個人情報取扱い)

第3条 個人情報に関しては、別に定めるところにより取り扱うものとする。

(センターの責務)

第4条 センターは、センターの保有する情報を保護及び管理するに当たっては、秘密が漏れることなく、情報の正確性を保つとともに、利用を認められた者が必要なときに利用できるよう努めるものとする。

(保護管理体制)

第5条 理事長は、センターの保有する情報の保護及び管理に関する方針を決定するため公益財団法人名古屋国際センター情報保護委員会を設置する。

(文書等の管理)

第6条 センターは、センターの保有する文書等を適正に管理するものとする。

(情報の取扱いの基本原則)

第7条 センターは、センターの保有する情報を作成、閲覧、送信、保存、廃棄等するとき（以下「情報を取り扱うとき」という。）には適切な保護対策を講ずるものとする。

2 職員等は、センターの保有する情報を取り扱うときには、漏えい、滅失又はき損されないよう、この規程等を遵守するものとする。

(情報活用能力の向上)

第8条 センターは、職員等の情報活用能力の向上に努めるものとする。

(職員等の責務)

第9条 職員等は、センターの保有する情報を取り扱うときは、この規程及び法令等を遵守しなければならない。

2 職員等は、センターの保有する情報（職務上知ることができた秘密に限る。第4項において同じ。）を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 職員等は、その職務目的以外でセンターの保有する情報を閲覧又は利用してはならない。

4 職員等は、センターの保有する情報又はセンターの保有する情報が記録された文書その他のものを、職務遂行上必要な場合を除き、外部へ送信等し、又は持ち出してはならない。

5 職員等は、自ら情報活用能力の向上に努めなければならない。

(事務処理の委託に伴う措置)

第10条 センターは、受託業者等に事務の処理を委託（事業者と共同で事業を行うことを含む。以下同じ。）するときは、センターの保有する情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、受託業者等に事務の処理を委託するときは、当該委託に係る契約書（協定書、請書その他これらに類するものを含む。）に、次の各号に掲げる事項を規定するものとする。

(1) 受託業者等又は第1項の事務の処理に従事している者若しくは従事していた者が当該事務の処理に関して知り得たセンターから取得した情報及び委託の趣旨に基づきセンター以外から取得した情報（これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づきセンターに提供される予定のものに限る。次条において同じ。）を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的外に使用してはならない旨

(2) その他理事長が定める事項

(派遣労働者に対する指揮監督)

第11条 センターは、派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第26条第1項に規定する労働者派遣契約に基づきセンターに派遣された者をいう。）を事務の処理に従事させるときは、公社の保有する情報を適切に取り扱うように指揮監督するものとする。

(電子情報の保護対策)

第12条 センターは、センターの保有する電子情報の保護及び管理を適切に実施する必要があることにかんがみ、電子情報の特性に応じた保護対策を適切に講ずるものとする。

(1) センターは、職員等が第9条に規定する責務を果たすよう、職員等に対して電子情報の保護及び管理に関する研修を実施する等、必要な指導に努めなければならない。

(2) センターは、電子計算機、通信機器、通信回線、記録媒体等に関して、盗難、災害等による情報の漏えい、滅失又はき損を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(3) センターは、情報システムの開発及びネットワークの構築並びに保守及び運用を行うに当たっては、取り扱う電子情報について、秘密が漏れることなく情報の正確性を保つよう、必要な措置を講ずるものとする。

(4) センターは、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等に悪影響を及ぼさない場合として認める場合を除き、ネットワーク及び電子計算機を外部ネットワークと接続しないものとする。

(5) センターは、ネットワーク、情報システム及び電子計算機等へのコンピュータウイルス（コンピュータウイルス対策基準（平成 7年通商産業省告示第 429号）に規定するコンピュータウイルスをいう。）その他の不正なソフトウェア（コンピュータ不正アクセス対策基準（平成 8年通商産業省告示第 362号）に規定するソフトウェアをいう。）の侵入及び感染を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

(6) センターは、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律 第 128号）第 3条第 2項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、必要な措置を講ずるものとする。

（緊急事態対応計画）

第13条 センターは、緊急事態対応計画を策定するものとする。

（ネットワークの切断）

第14条 センターは、所管するネットワークに接続する外部ネットワークに緊急の事態が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、緊急事態対応計画に基づき、速やかに、外部ネットワークから所管するネットワークを切断するものとする。

（自己点検）

第15条 センターは、組織における情報の保護及び管理の状況を、自ら点検するものとする。

2 センターは、前項の点検の結果により、必要な改善措置を講ずるものとする。

（委任）

第16条 この規程に定めるもののほか、センターの保有する情報の保護及び管理に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。